

春日井市職員の職場復帰支援に関する要綱

春日井市職員の職場復帰支援に関する要綱（平成19年6月1日制定）を全部改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、負傷又は疾病により長期療養中の職員の円滑な職場復帰と傷病の再発防止を図るため、職場復帰に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（職場復帰支援の対象）

第2条 職場復帰支援は、次の各号のいずれかに該当する職員（以下「支援対象職員」という。）を対象として行うものとする。

- (1) 精神的疾患により病気休職の処分を受けている職員（精神的疾患により90日を超える病気休暇を取得している条件付採用期間中の職員を含む。）
- (2) 身体的疾患又は負傷により病気休職の処分を受けている職員（身体的疾患により90日を超える病気休暇を取得している条件付採用期間中の職員を含む。）のうち、この要綱の規定に基づく職場復帰支援を希望するもの

（職場復帰支援の段階）

第3条 職場復帰支援は、次の各号に掲げる段階を経るものとする。

- (1) 療養専念期 療養が必要と認める証明書を作成した医師（以下「主治医」という。）の指示に従って療養に専念する期間
- (2) 復帰準備期 第13条に規定する職場復帰の可否を判定する基準（以下「職場復帰判定基準」という。）を満たすために、職場復帰の準備を進める期間
- (3) 復帰判定期 職場復帰の可否を検討し、判定する期間

2 前項各号における段階において、職場復帰の支援として、春日井市職員労働安全衛生管理規程（平成17年春日井市訓令第1号）第11条の規定により設置されている産業医（以下「産業医」という。）及び保健師の資格を有する者（以下「保

健師」という。)が定期的に面接及び必要な指導を行うものとする。

- 3 第1項第2号又は第3号に規定する段階において、支援対象職員の病状の悪化を否定できない事象があると任命権者が認めるときは、当該段階よりも前の段階に戻ることができる。

(支援対象職員の責務)

第4条 支援対象職員は、職場復帰判定基準を満たすことができるよう、職場復帰支援に係る取組を自ら誠実かつ積極的に行わなければならない。

(職場復帰支援に係る周知)

第5条 病気休暇の期間が90日を超えることが見込まれる職員に対し、面接その他の方法により、この要綱に基づく職場復帰の手順その他必要事項について説明するものとする。

(療養専念期における報告)

第6条 療養専念期において、支援対象職員は、任命権者に対し、指定する期日までに、書面により療養状況を報告しなければならない。

(療養専念期における面接)

第7条 任命権者は、支援対象職員が前条の規定による報告を指定する期日までに継続的に行い、かつ、その内容に問題がないと認められる場合であって、当該支援対象職員が復帰準備期への移行を希望するときは、面接を実施するものとする。

- 2 任命権者は、前項の面接の結果、支援対象職員の睡眠や食事等の生活リズムが規則正しい状態にあると認める場合は、当該支援対象職員の療養の段階を復帰準備期へ進めるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、任命権者は、支援対象職員が職場復帰支援の対象となる前から療養状況について十分な報告を行っていると認めるときは、面接を省略し、当該支援対象職員の療養の段階を復帰準備期へ進めることができる。

(復帰準備期における報告)

第8条 復帰準備期において、支援対象職員は、任命権者に対し、指定する期日までに、書面により職場復帰に向けた準備の状況を報告しなければならない。

(復帰準備期における面接)

第9条 任命権者は、支援対象職員が前条の規定による報告を指定する期日までに継続的に行い、かつ、その内容に問題がないと認められる場合であって、当該支援対象職員が復帰判定期への移行を希望するときは、面接を実施するものとする。

2 任命権者は、前項の面接の結果、支援対象職員における職場復帰の準備が完了していると認める場合は、当該支援対象職員の療養の段階を復帰判定期へ進めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任命権者は、支援対象職員が職場復帰支援の対象となる前から療養状況及び職場復帰に向けた準備の状況について十分な報告を行っているとは認めるときは、面接を省略し、当該支援対象職員の療養の段階を復帰判定期へ進めることができる。

(復帰判定期における報告)

第10条 復帰判定期において、支援対象職員は、任命権者に対し、指定する期日までに、書面により職場復帰準備が完了した状態が継続していることについて報告しなければならない。

(職場復帰の申出)

第11条 任命権者は、支援対象職員が前条の規定による報告を指定する期日までに継続的に行い、かつ、その内容に問題がないと認められる場合であって、当該支援対象職員が職場復帰を希望するときは、産業医による面談を実施するものとする。

2 前項の場合において、支援対象職員は、産業医による面談の実施前に、職場復帰を申し出る書面に主治医が職場復帰可能であると認める意見書を添付して、任命権者に提出しなければならない。

3 産業医は、第1項の面談を行ったときは、任命権者に意見書を提出するもの

とする。

(勤務軽減)

第12条 支援対象職員は、職場復帰の日から起算して2週間を超えない範囲内において、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日における当該勤務時間の一部につき勤務しないこと（以下「勤務軽減」という。）を申し出ることができる。

2 勤務軽減の時間は、1日につき2時間（1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で、かつ、終業の時刻まで連続した時間とし、その単位は、30分とする。

3 支援対象職員が勤務軽減の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、春日井市職員の給与に関する条例（昭和36年春日井市条例第1号）第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(職場復帰判定基準)

第13条 職場復帰判定基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 健康上の問題による業務への支障及び業務による健康上の問題が発生するリスクが最小化されていること。
- (2) 任命権者が定める勤務時間での勤務が可能であり、職場復帰後2月以内に所属長が命じる時間外勤務及び休日勤務（以下「時間外勤務等」という。）ができること。
- (3) 職場復帰当初の業務の効率、質、量等が当該職位に相当するものの8割以上であり、職場復帰後2月以内に当該職位に相当するものに回復することが見込まれること。
- (4) 職場復帰後6月以上、前3号のいずれにも該当し、安定かつ継続的に就業できると見込まれ、病気休職の原因となった疾患が悪化することがないと認められること。

(職場復帰判定審査会)

第14条 支援対象職員の職場復帰の可否を判定するため、職場復帰判定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 支援対象職員の所属長
- (2) 産業医
- (3) 保健師
- (4) 総務部人事課長（市民病院に所属する支援対象職員については市民病院管理課長）
- (5) 前各号に掲げる者のほか、任命権者が必要と認めるもの

3 任命権者は、支援対象職員から第11条第2項に規定する書面の提出があったときは、当該支援対象職員の職場復帰について、審査会に諮問するものとする。

4 審査会は、第11条第3項に規定する意見書及び第13条に規定する復帰判定基準を踏まえ、支援対象職員の職場復帰の可否及び就業制限の必要性の有無について任命権者に答申するものとする。

5 任命権者は、審査会において支援対象職員の職場復帰が適当と認められたときは、当該支援対象職員及び所属長に職場復帰の日を通知するものとする。
（職場復帰後における就業制限）

第15条 任命権者は、前条第4項の規定により就業制限を必要とする答申があったときは、支援対象職員に対し、次の各号に掲げる事項のうち必要と認めるものについて、実施する期間及び内容を定めたうえで就業制限を行うものとする。

- (1) 時間外勤務等
- (2) 出張
- (3) 交代制勤務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が定めるもの

2 前項各号に掲げる就業制限を実施する期間は、職場復帰の日から2月以内で任命権者が定めるものとする。

3 任命権者は、第1項に規定する就業制限を行うときは、当該就業制限を実施

する期間及び内容を支援対象職員及び所属長に書面により通知しなければならない。

(職場復帰後の職務遂行状況の報告等)

第16条 職場復帰の日から起算して6月に達するまでの間(以下「就労定着期」という。)において、支援対象職員及び所属長は、任命権者に対し、指定する期日までに、書面により職場復帰後の職務遂行状況を報告しなければならない。

2 任命権者は、前項の報告の内容に疑義が生じたときその他必要があると判断したときは、支援対象職員に対し、面談を実施するものとする。

(再度の病気療養の勧奨)

第17条 任命権者は、支援対象職員が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、病気休職の原因となった疾患が悪化したものとみなし、当該支援対象職員に対し、再度の病気療養を勧奨するものとする。ただし、病気休職の原因となった疾患以外の特別な事情が原因であると認めるときは、この限りでない。

(1) 就労定着期の任意の1月間において3回以上、承認を受けようとする当日の休暇申請があった場合

(2) 就労定着期の任意の3月間において2回以上、遅刻、早退又は欠勤により業務に従事できなかった場合

(3) 就労定着期における、所定勤務日数に占める実勤務日数の割合が8割を下回る場合

(関係者との連携)

第18条 任命権者は、支援対象職員の同意を得たうえで、当該支援対象職員の治療医、産業医及び家族等と連携して、当該支援対象職員の円滑な職場復帰を推進するものとする。

2 任命権者は、主治医、産業医及び家族等から得た情報について、必要な範囲で支援対象職員の所属長に対し提供するものとする。

(追加資料の準備及び提出)

第19条 任命権者は、支援対象職員に対し、療養及び職場復帰に関し必要と認め

る資料の提出を求めることができる。

- 2 前項の規定による求めがあったときは、支援対象職員は、任命権者の指示に従って資料を準備し、提出しなければならない。

(雑則)

第20条 報告等に用いる書式その他必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。ただし、第3条の療養の段階における職場復帰支援については、施行の日の前においても行うことができるものとする。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市職員の職場復帰支援に関する要綱第2条第1号及び第2号の規定に基づいて行われている職場復帰支援については、なお従前の例による。